

大和市告示第39号

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）第7条第2項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）及び同条例に基づく個人の市民税及び県民税に係る申告期限であって令和2年3月16日に到来するものについては、その期限を同年4月16日とする。

令和2年3月13日

大和市長 大 木 哲